

第2回GX実行会議

サステナブルファイナンスの観点

2022年8月24日

林 礼子

BofA証券株式会社 取締役副社長

第2回GX実行会議①

- エネルギーの安定供給とGX推進は、車の両輪である
- GX推進を実現するためには「トランジション・ファイナンス」は極めて重要
- 「トランジション・ファイナンス」の拡大に向けて、官民を挙げた様々な取組が必要
 - ✓ 「トランジション」の定義の透明性：1.5°C目標達成への軌道の合意
 - ✓ 国際ルールとの整合性、国際ルール形成への参画、情報発信
 - 国際資本市場協会（ICMA）他
 - ✓ 政策的インセンティブ：発行体及び投資家向け
 - ✓ 投融資における排出量（Financed Emission）の開示における工夫
 - ✓ その他、専門人材の育成等
- 原子力・LNGのサステナブルファイナンスにおける位置付けにおいて、グローバルにも様々な議論が続いている（次ページ参照）

第2回GX実行会議②

＜直近の国際資本市場における原子力の動向＞

2022年7月 EUタクソノミーにおいて、原子力はLNGと共に、厳しい前提条件⁽¹⁾を満たせば、グリーンなエネルギーと分類され、2023年初より正式に追加予定

＜原子力を資金使途としたサステナブルファイナンスの例＞

- ・ Bruce Power（カナダ）：カナダの国内市場でグリーンボンド（2021年11月）
- ・ オンタリオ電力（カナダ）：カナダの国内市場でグリーンボンド（2022年7月）
- ・ フランス電力：グリーンボンドのフレームワークを改訂し、原子力を資金使途に追加。今後起債を検討

＜市場関係者の見解・反応＞

グローバルの各地域、関係者ごとに、見解は十分に統一されておらず、議論が継続している。今後の展開が注目される

再生可能エネルギー等の“わかり易い”グリーン関連の資金使途のみならず、「トランジション」に必要とされる投資を対象とする場合には特に、丁寧かつ慎重な準備と市場関係者との議論が不可欠

(1) 電力中央研究所 2/14/2022 <https://criepi.denken.or.jp/jp/serc/discussion/download/21005dp.pdf>

原子力については、ライフサイクルのGHG排出量、安全・規制の遵守、廃棄物・廃炉の基金や最終処分場の確保などのスクリーニング基準、LNGについてはライフサイクルのGHG排出量、既存の多排出な設備の置換、再生可能ガス・低炭素ガスへの転換などの条件

ご参考
(一部再掲)

サステナブルファイナンスの規模

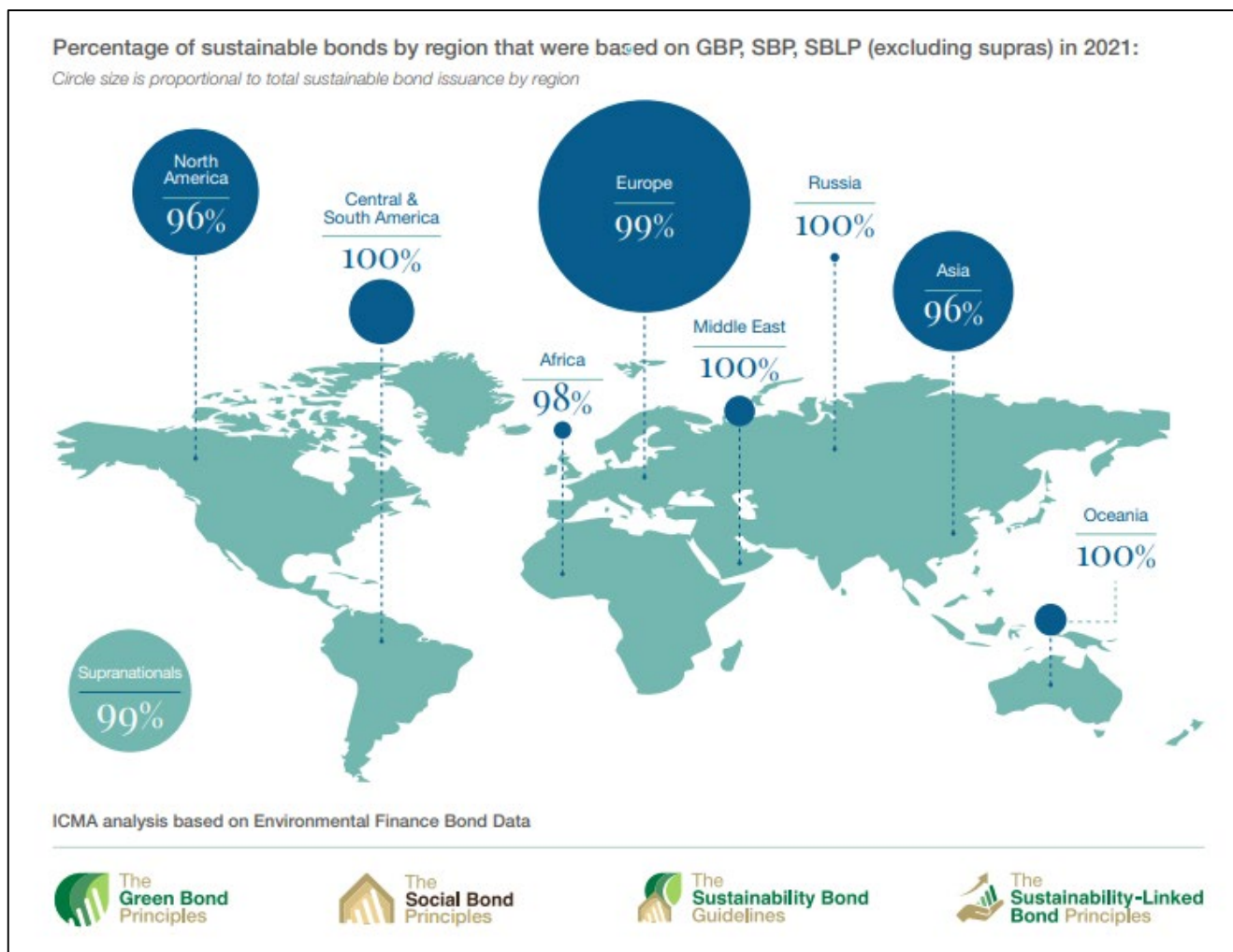
2021年のサステナブル関連債（中国国内除く）の発行額は1.13兆米ドル
そのうち98%は国際資本市場協会（ICMA）の債券の原則に準拠



サステナブルファイナンスの規模

世界の主要地域における債券は殆どICMAの債券の原則に準拠

国際機関による発行においても99%が準拠



国際資本市場協会 (ICMA) とは

International Capital Markets Association (ICMA) 国際資本市場協会

65か国から約600の会員組織（銀行、証券、アセットマネージャー、保険会社、弁護士事務所、中央銀行、その他資本市場のインフラ提供者）によって構成される

スイス法のもとでのNPO法人。国際資本市場の発展のために、規則、原則、推奨などを発信している。チューリヒを本拠地とし、ロンドン、パリ、ブリュッセル、香港にもオフィスを有する

グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ連動ボンド等の原則に加え、クライメート・トランジション・ファイナンスのハンドブック等を、官民の市場関係者、ステークホルダーとともに作成、提供している



The Principles	Other Sustainable Finance Initiatives & Regulatory Issues
Guidance on sustainable finance instruments	Regulatory, policy and industry dialogue / Market promotion and outreach
	

出典 <https://www.icmagroup.org/About-ICMA/>

日本政府によるグリーンボンドガイドライン、サステナビリティ・リンクボンドガイドライン、ソーシャルボンドガイドライン、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針は、全て、ICMAの上記原則と整合性をとって作成されている

金融機関によるサステナブルファイナンスへのコミットメント等

GFANZ (Glasgow Financial Alliance for Net Zero)⁽¹⁾

2021年4月、パリ協定(1.5°C目標)及びネットゼロの実現に資するべく発足

様々なネットゼロを意図する金融機関の取組を統合し、2050年までのネットゼロの実現を目指す

現在、世界中の450を超える金融機関が賛同。これらの金融機関の運用資産は130兆米ドル相当となる

PCAF (Partnership for Carbon Accounting Financials)⁽²⁾

投融资を通じて資金提供した先の温室効果ガスの排出量(Financed Emission)を統合的に算定するための枠組み。Financed Emissionとして金融機関の非財務情報に計上される

温室効果ガスの排出量のみならず、削減量等も計上する仕組みについて議論。直近では、保険業界の計上方法についてパブコメを募集中(2022年8月26日まで)⁽³⁾

本邦金融機関もメンバーとして議論に参画

(文責)

林 礼子 : BofA証券株式会社 取締役副社長 / ICMA(国際資本市場協会) 理事

(1) <https://www.gfanzero.com/about/>

(2) <https://carbonaccountingfinancials.com/>

(3) <https://carbonaccountingfinancials.com/newsitem/pcaf-launches-public-consultation-on-global-ghg-accounting-and-reporting-standard-for-the-insurance-industry-progress-report>

免責事項

“Bank of America”及び“BofA Securities”はバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションのグローバル・バンキング及びグローバル・マーケット部門のマーケティング・ネームです。貸付けその他の商業銀行業務及びある種の金融商品取引は、連邦預金保険公社(FDIC)のメンバーであるバンク・オブ・アメリカ・エヌ・エーを含む、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの銀行関連会社によってグローバルに行われます。証券・金融商品取引、戦略的アドバイザーその他の投資銀行業務は、米国においては登録されたブローカー・ディーラーであり証券投資者保護会社(SIPC)のメンバーであるビーオブエー・セキュリティーズ・インク及びメリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーション、並びにその他の地域においては現地において登録されたエンティティを含む、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの投資銀行関連会社(以下「投資銀行関連会社」といいます。)によってグローバルに行われます。ビーオブエー・セキュリティーズ・インク及びメリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーションは、米国商品先物取引委員会(CFTC)に登録された先物取次業者(FCM)であり、全米先物協会(NFA)のメンバーです。

投資銀行関連会社によって提供される投資商品 :FDICによる保証なし* 価値下落のリスク有り* 銀行保証なし

本書は、具体的な若しくは潜在的なマニフェスト又はエンゲージメントに関連して本書の直接の宛先となり、本書が直接渡されるお客様(以下「貴社」といいます。))に向けてバンク・オブ・アメリカの単一又は複数の子会社により作成されたものであり、貴社及び弊社の間で書面により合意されていない目的のために使用されることはできません。本書は、貴社その他の潜在的な取引参加者により提供された情報又は公の情報源その他から弊社が入手した情報に基づいています。私たちはそのような情報(第三者である情報提供者からの情報を含むがこれに限られない)の正確性を独自に調査又は確認する義務を負わず、そのような情報がすべての重要な点において完全かつ正確であることを前提としています。さらに、そのような情報が貴社その他の潜在的な取引参加者の経営陣によって作成若しくはレビューされた、又は公の情報源から取得された将来の財務パフォーマンスの見積もりや予測を含む場合には、弊社はそのような見積もりや予測が現在入手可能な最も信頼できる経営陣の判断及び見積もりに基づき合理的に準備されたこと(又はそれが公の情報源から取得されたもの)に関しては、それが合理的な見積もりであること)を前提とします。弊社は、本書記載の情報の正確性及び完全性につき明示・黙示を問わず表明・保証するものではなく、貴社は本書に含まれるいかなる記述も、それが過去、現在、未来のいずれに関するものであろうとも表明として依拠されてはなりません。本書は、貴社の業務の内容に精通している特定の方々に向けて作成されたものであり、本件に関連して弊社から提供させて頂く口頭又は文書によるその他の情報と併せてのみご検討いただくべきものです。本書は、本書のみに基づいて商品や取引等の評価をすることを目的として作成されたものではなく、また、いかなる商品や取引等を推薦するものでもありません。本書は、証券の売買の申込み、又はその勧誘を意味するものではなく、また、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション又はその関係会社による、取引への資金の提供又は資金調達のアレンジ、又はこれらに関連する証券の購入に関する何らの確約も含まれません。本書は、議論の目的のためだけに作成されたものであり、弊社と貴社との議論に基づき、弊社において適宜法務、コンプライアンス、会計ポリシー及びリスクの観点から検討及び審査を経ることを条件としています。弊社は、更新するなどの方法により本書を改訂するいかなる義務も負いません。本書は、適用法令等に基づく開示の目的のために作成されたものではありません。本書は貴社のために貴社による使用のみを目的として作成されたものであり、弊社の書面による事前の承認なしにその一部であるか全体であるかを問わず、複製、配布、引用、言及若しくは第三者への開示をされることのないようお願い致します。本書は、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション又はその関係会社他の部門が持っている情報を反映していない可能性があります。本書において言及されるリーグ・テーブルは、該当する箇所については脚注に記載される通り、第三者である情報提供者からの情報をもとに作成されています。当該第三者である情報提供者並びにリーグ・テーブルの作成基準及び作成方法についての詳細をご希望される場合は、弊社の担当者までご連絡ください。

バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションとその関係会社(以下総称して「BACグループ」という。))は、フルサービスの証券会社及び商業銀行であり、その取り扱う各種業務(証券、コモディティ、デリバティブ取引、外国為替その他ブローカレッジ業務、自己投資、投資の実行、コーポレート/プライベートバンキング、資産及び投資運用業、融資の提供、戦略的アドバイザー業務、その他の商業サービスや商品)を国内及び海外において幅広い顧客層(法人、政府及び個人)に提供しており、それらにおいて利益相反若しくは義務の衝突が生じる又はそのようにみなされる可能性があります。これらの各種活動の通常の業務において、BACグループの一部が、いつ何時においても自らの勘定若しくはその顧客の勘定で、貴社、貴社がかかわる案件における貴社の潜在的取引相手、若しくは貴社がかかわる案件におけるその他の当事者の株式、債券若しくはその他の有価証券や金融商品(デリバティブ、銀行融資若しくはその他の債務)に対して投資し、それらに投資するファンドを運用し、又はそれらのショート/ロングポジションを作出若しくは保持し、若しくはそれらのポジションに対する資金の提供、それらに関する取引の実行等をする可能性があります。本資料の中で言及されることのある商品及びサービスは、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの単一又は複数の関係会社を通じて提供される可能性があります。弊社は、リサーチ・アナリストの独立性を維持するための社内ポリシーを採用しています。BACグループは従業員が業務獲得の見返りや条件あるいは報酬として、リサーチ・カバレッジを提供したり、好意的な投資評価や具体的な株価目標を直接的又は間接的に提示したり、かかる投資評価や株価目標の変更を申し出ることを禁じており、また、BACグループはリサーチ・アナリストが、投資銀行部門の取引に関与することにより、直接的に報酬を得ることを禁じています。本書において表明されている見解は弊社グローバル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門独自のものであり、弊社リサーチ部門の見解であると示唆するものではありません。弊社は、米国内外で適用される米国パトリオット法その他の法令により貴社を特定する情報を取得・確認し記録することを要請されており、これらの情報には貴社の名称、住所等の情報が含まれます。

弊社は、法律、コンプライアンス、税務、会計上の助言を提供するものではありません。したがって、本書に含まれる税務に関する記述は、租税回避の目的で利用することは出来ません。もし、本書に含まれる税務に関する記述がパートナーシップや法主体のプロモーション、マーケティング、推薦に利用される場合には、また、納税者に対する投資計画や投資アレンジに利用される場合には、本書に含まれる税務の記述を受け取った方は独立した税務アドバイザーにその特定の状況に基づいたアドバイスを求めて頂く必要があります。本書又はその他の資料の一切の記述にかかわらず、本書の提案事項の税務上の取扱い及び税務構造(かかる税務上の取扱い又は税務構造に関するすべての資料、意見書又は分析を含みます。但し、かかる税務上の取扱い又は税務構造に関連する情報でない限り、個人若しくは法人を特定できる情報又は非公開の商業上若しくは財務上の情報を含まないものとします。))につきましては、貴社は(a)本件取引を検討していることについての公表、(b)本件取引の公表又は(c)本件取引に入るための最終契約の締結(条件付か否かは問わない)のうちいずれか最も早く到来した日以降、一切の制限なく、誰にでも開示することができます。但し、なんらかの理由により本取引が行われなかった場合には、前文の規定は適用されなくなるものとします。

本稿は、個人の見解であり、BofA証券全体の統一された見解ではありません